地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会会 長 山 根 義 久 (公印及び契印の押印は省略)

#### 農林水産大臣の指定する小動物臨床研修診療施設の追加指定について

今般、平成23年3月28日付け22消安第9811号をもって、農林水産省消費・安全 局畜水産安全管理課長から、別添写しのとおり通知がありました。

このたびの通知は、動物臨床医学研究所グループ(基幹施設: 倉吉動物医療センター・山根動物病院(鳥取県倉吉市))が小動物臨床研修診療施設として指定されることに伴う告示の改正について関係者に周知するとともに、社会の要請に応え得る臨床獣医師の養成のため、診療を業としようとするすべての獣医師に対し臨床研修を行うことができるよう、臨床研修診療施設の体制整備について協力願いたいとするものです。

獣医師の卒後臨床研修を実施する農林水産大臣の指定する診療施設については、平成21年2月26日付け20日獣発第255号により「臨床研修診療施設の指定について」が一部改正され、特に小動物診療施設について指定基準が一部緩和されるとともに、より具体的に定められたことについて通知したところですが、今後とも卒後臨床研修制度の整備・推進のため、臨床研修診療施設の指定申請の奨励等、貴会関係者に対する積極的な対応をお願いします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 松岡

TEL 03 - 3475 - 1601



2 2 消安第 9 8 1 1 号 平成 2 3 年 3 月 2 8 日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長畜水産安全管理課長

獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件(告示)の一部改正について(通知)

このことについて、別添写しのとおり各都道府県畜産主務部長及び獣医学関係大学宛て通知しましたので、御留意されるとともに、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

また、社会の要請に応え得る獣医師の養成のため、診療を業務とするすべての獣 医師が臨床研修を行うことができるよう、臨床研修を行う診療施設の体制整備につ いては、貴会の特段の御協力をお願いいたします。



2 2 消安第 9 8 1 1 号 平成 2 3 年 3 月 2 8 日

#### 北海道農政部長 殿

#### 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件(告示)の一部改正について(通知)

このことについて、下記の診療施設が、獣医師法(昭和24年法律第186号) 第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する診療施設(共同して小 動物の臨床研修を行う診療施設)として指定され、別添のとおり告示の一部が改正 されましたのでお知らせします。

#### 記

臨床研修診療施設群名	診療施設名	所在地
動物臨床医学研究所グル	倉吉動物医療センター・山	鳥取県倉吉市
ープ	根動物病院(基幹診療施設)	
	舞鶴動物医療センター	京都府宮津市
	米子動物医療センター	鳥取県米子市
	山陽動物医療センター	岡山県赤磐市
·	小出動物病院	岡山県小田郡矢掛町
	シラナガ動物病院	山口県周南市
	宇野動物病院	愛媛県四国中央市



2 2 消安第 9 8 1 1 号 平成 2 3 年 3 月 2 8 日

#### 国立大学法人北海道大学大学院 獣医学研究科長 殿

農林水産省消費 • 安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件(告示)の一部改正について(通知)

このことについて、下記の診療施設が、獣医師法(昭和24年法律第186号) 第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する診療施設(共同して小 動物の臨床研修を行う診療施設)として指定され、別添のとおり告示の一部が改正 されましたのでお知らせします。

#### 記

臨床研修診療施設群名	診療施設名	所在地
動物臨床医学研究所グル	倉吉動物医療センター・山	鳥取県倉吉市
ープ	根動物病院(基幹診療施設)	
	舞鶴動物医療センター	京都府宮津市
	米子動物医療センター	鳥取県米子市
	山陽動物医療センター	岡山県赤磐市
	小出動物病院	岡山県小田郡矢掛町
	シラナガ動物病院	山口県周南市
	宇野動物病院	愛媛県四国中央市

する省令 (防衛三)



第三種 郵便物 認可 日刊(行政機関の休日休刊)明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)

0

D

0

編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

## 箵 仓

〇統合幕僚学校組織規則の一部を改正 〇国家公務員共済組合法施行規則の 部を改正する省令(財務七)

## 筶 莎

官

〇平成二十三年東北地方太平洋沖地震 に伴う地方公共団体の議会の議員及 期日においては選挙を適正に行うこ き、地方公共団体の議会の議員及び る法律第一条第一項の規定に基づ び長の選挙期日等の臨時特例に関す とが困難と認められる市町村を指定 法律第一条第一項に規定する選挙の 長の選挙期日等の臨時特例に関する

する件 (総務一〇四)

○食糧援助に関する日本国政府とリベ 〇商標法条約のイタリア共和国による リア共和国政府との間の書簡の交換 批准に関する件(外務一〇二) に関する件(同一〇三)

1

〇国営テレビ局番組ソフト整備計画の ための贈与に関する日本国政府とラ の間の書簡の交換に関する件 (同一〇四)

〇シエラレオネ共和国政府に対する贈 関する件(同一〇六) 与に関する日本国政府とシエラレオ ネ共和国政府との間の書簡の交換に 簡の交換に関する件(同一〇五) オス人民民主共和国政府との間の書

〇キリバス共和国政府に対する贈与に 関する日本国政府とキリバス共和国 件(同一〇七) 与に関する日本国政府と国際連合児 を受けた児童の保護計画のための贈 童基金との間の書簡の交換に関する

〇ナウル共和国政府に対する贈与に関 との間の書簡の交換に関する件 する日本国政府とナウル共和国政府 政府との間の書簡の交換に関する件 同一〇八

〇バヌアツ共和国政府に対する贈与に 関する日本国政府とバヌアツ共和国 政府との間の書簡の交換に関する件 (同一)

同一〇九

〇平成二十二年度における後期高齢者 〇薬事法第二十三条の二第一項に規定 が定める補正係数及び一人平均所得 関する省令第四条第三項及び第五条 額を定める件(同七九) 第四項の規定に基づき厚生労働大臣 医療の調整交付金の交付額の算定に を公示する件(厚生労働七七、七八) 録認証機関の登録事項を変更した旨 する厚生労働大臣の登録を受けた登

〇首都ビエンチャン市公共バス交通改 善計画のための贈与に関する日本国 政府とラオス人民民主共和国政府と

〇スーダン共和国における紛争の影響

〇特定優良賃貸住宅の供給の促進に関 二号に規定する国土交通大臣が定め する法律施行令第二条第一号及び第 る算定の方法等の一部を改正する件 (国土交通三〇八)

〇船員法第百四条第一項の市町村長を 〇独立行政法人鉄道建設・運輸施設整 率を定めた件(同三〇九) 造船業基盤整備事業協会法の納付金 効力を有するものとされる廃止前の 備支援機構法の規定によりなおその

## (国会事項)

裁判所

相続、失踪、 再生関係

破産、

免責、特別清算

指定する告示の一部を改正する件

同三二〇

# 人事異動

内閣 最高裁判所

〇種苗法第十八条第一項の規定に基づ 〇食品、添加物等の規格基準の一部を 改正する件(同八〇)

〇保安林の指定を解除する件 (同六六五~六六九) (同六七〇~六七四)

〇保安林の指定をする件

き品種登録した件(農林水産六六四)

Æ.

(皇室事項)

5

(官庁報告)

〔叙位·叙勲〕

〇獣医師法第十六条の二第一項の規定 に基づき農林水産大臣の指定する診 療施設を指定する件の一部を改正す

指定製造事業者の指定等に関する省令

官庁事項

に基づく細目に関する公示

(経済産業省)

ᇹ

労

働

〇エネルギーの使用の合理化に関する 調査機関として登録した件 る件 (同六七五) 法律第三十九条の規定に基づき登録 (経済産業五〇)

最低工賃の改正決定に関する公示 表する者の候補者の推薦について (岩手労働局最低工賃公示一) (厚生労働省)

第五条の規定に基づく関係事業主を代

労働保険審査官及び労働保険審査会法

## 公 告

#### 諸 事 項

発行者の発行保証金に係る債権の申 営業保証金取戻し、 適格機関投資家、 公示送達、鉱業法第一八九条関 金融商品取引業者 前払式支払手段

地方公共団体

公債償還(東京都区)関係

九一会社その他

픙

官

字野動物病院 学野動物病院 (基 鳥取県倉吉市 対診療施設) 2ラナガ動物病院 (基 鳥取県倉吉市 対診療施設) 2ラナガ動物医療センター は関動物医療センター は関助物医療センター は関助物医療センター は関助物病院 (基 鳥取県倉吉市 は関連の関係を表する) は、	○農林水産省告示第六百七十五号  ○農林水産省告示第六百七十五号  ○農林水産省告示第六百七十五号	
--	---	--



《参考:改正後全文》

4 畜 A 第 2 2 6 4 号 平成 4 年 9 月 2 1 目 平成 9 年 1 1 月 1 2 日 一 部 改 正 平成 1 8 年 1 月 2 6 日 一 部 改 百 平成 2 1 年 2 月 1 6 日 一 部 改

各都道府県知事 殿

農林水産省畜産局長

臨床研修診療施設の指定について

獣医師法の一部を改正する法律(平成4年法律第45号)の施行に伴い、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後においても大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修を行うよう努める旨の規定が追加され(獣医師法(昭和24年法律第186号)第16条の2第1項)、農林水産大臣は、診療施設を指定しようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならないこととされた(獣医師法第16条の2第2項)。

今般、農林水産大臣が診療施設を指定するに当たり、その基準とする臨床研修診療施設指定基準を獣医事審議会における検討結果を受け別記1及び2のとおり定めるとともに、臨床研修診療施設の指定に係る申請手続き等を下記のとおりとしたので、了知されるとともに、関係者への周知徹底に遺憾のないようにされたい。

記

#### 1 産業動物臨床研修診療施設について

- (1) 牛、豚等の産業動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第1号又は第2号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。

- (3) 農林水産大臣は、獣医師法第16条の2第1項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、獣医師法施行規則(昭和24年農林水産省令第93号)第10条の3の規定に基づき当該診療施設の開設者の同意を得るものとされているが、当該同意については、前記(1)の申請書の提出をもって同意がなされたとみなすものとする。
- (4) 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定を受けた診療施設の開設者は、当該施設を廃止する等により臨床研修を実施できなくなった場合(当該施設の整備内容の変更により産業動物臨床研修診療施設指定基準を満たさなくなった場合及びそのおそれがある場合を含む。)並びに当該施設の名称及び住所に変更があった場合は、速やかに農林水産大臣にその旨を報告するものとする。

#### 2 小動物臨床研修診療施設について

- (1) 犬、猫等の小動物の診療業務に関する臨床研修診療施設として、獣医師法第16条の2第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする診療施設の開設者は、別記様式第3号の申請書を農林水産大臣に提出するものとする。
- (2) 農林水産大臣は、前記(1)の申請書を提出した診療施設の中から、臨床研修を実施するのに適当と認められる診療施設を臨床研修診療施設として指定するものとする。なお、指定に当たっては、必要に応じて当該診療施設の現地調査等を実施するものとする。
- (3) 農林水産大臣は、獣医師法第16条の2第1項の規定により診療施設の指定をしようとするときは、獣医師法施行規則第10条の3の規定に基づき当該診療施設の開設者の同意を得るものとされているが、当該同意については、前記(1)の申請書が提出されている場合は、当該申請をもって同意がなされたとみなすものとする。
- (4) 獣医師法第16条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定を受けた小動物診療施設(以下「指定小動物臨床研修診療施設」という。)の開設者は、当該診療施設の廃止等により臨床研修を実施できなくなった場合(当該施設の整備内容の変更により、小動物臨床研修診療施設指定基準を満たさなくなった場合又はそのおそれがある場合を含む。)並びに当該施設の名称及び住所に変更があった場合は、速やかに農林水産大臣にその旨を報告するものとする。
- (5) 指定小動物臨床研修診療施設の開設者にあっては、獣医師法第16条の3に基づく臨床研修の報告及び概要を、別記様式第5号により農林水産大臣あてに提出するものとする。

#### 産業動物臨床研修診療施設指定基準

産業動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

- 1 研修を単独で行う診療施設は、次に掲げる要件を備えたものであること。
  - (1) 常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。
  - (2) 指導獣医師(研修獣医師(臨床研修を受ける獣医師をいう。以下同じ。) に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。) が確保されていること。また、指導獣医師は、伝染性疾病のまん延防止、畜産物の安全の確保等について教育訓練等を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。
  - (3) 臨床研修の計画的な実施に当たり研修委員会を設置していること。
  - (4) 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師(研修指導責任者を除く。) を構成員に含めること。
  - (5) 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも毎年度集計、解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。
  - (6)年間の診療件数が臨床研修を行うために十分であること。
  - (7)疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。
  - (8) 臨床検査及び手術を行い得る体制を有していること。
  - (9) 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。
- 2 複数の診療施設が統一的な臨床研修計画に基づき産業動物の診療業務に関する臨床 研修を相互に連携して実施する場合は、複数の診療施設を臨床研修診療施設群として 指定する。この場合、診療施設群は、群として1の(3)から(9)までの要件及び 次に掲げる要件を備えたものであること。
  - (1)診療施設群には、基幹診療施設を置くものとし、基幹診療施設とその他の診療施設とは相互に臨床研修について連携ができる体制にあること。
  - (2) 個々の診療施設において常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いること。
  - (3) 個々の診療施設において1の(2) の要件を満たす指導獣医師が確保されていること。
  - (4) 研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

#### 小動物臨床研修診療施設指定基準

小動物臨床研修診療施設は、以下に掲げる要件を備えたものであること。

- 1 「臨床研修目標の制定について」(平成5年3月25日付け5畜A第191号農林水 産省畜産局長通知)に定める臨床研修目標を踏まえ、研修計画、指導体制その他必要 な事項を定めた研修プログラムを有していること。
- 2 研修プログラムに基づく研修を単独で行う診療施設(以下「単独型臨床研修施設」 という。)にあっては、当該プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師(臨床研修を 受ける獣医師をいう。以下同じ。)の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有する研 修委員会を設置していること。
- 3 同一の研修プログラムに基づく研修を他の診療施設と共同して行う診療施設(以下 「協力型臨床研修施設」という。)にあっては、臨床研修全体を管理する基幹診療施設 を置き、基幹診療施設とその他の診療施設と相互に臨床研修について連携ができる体 制にあること。具体的には以下の要件を満たすこと。
  - (1)連携して、研修プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師の研修目標達成度の評価を行い得る体制を有する研修委員会を設置すること。
  - (2) 定期的に合同症例検討会を行うこと。
  - (3) 獣医師の往来及び医療機器の共同利用が可能であること。
- 4 単独型臨床研修施設にあっては、常に勤務する獣医師が原則5名以上であること。 また、協力型臨床研修施設の基幹診療施設にあっては原則3名以上及びその他の診療 施設にあっては原則2名以上であること。

ただし、常に勤務する獣医師には臨床経験年数が1年未満の獣医師は算入しないこと。

- 5 指導獣医師(研修獣医師に対する指導を行う獣医師をいう。以下同じ。)が十分に確保されていること。指導獣医師は臨床経験年数が原則10年以上で、以下のいずれかの要件を満たす者であること。
  - (1) 大学の獣医学に関する学部又は学科での臨床教員歴を3年以上有すること。
  - (2) 獣医学に関する学会又は研究会等が実施する研修等の受講歴及び最近の3年間において相応の業績\*を有すること。
  - (3) 獣医学に関する学会又は研究会等が認める認定医であること及び最近の3年間に

おいて相応の業績を有すること。

- (4) 獣医学に関する学会又は研究会等が認める専門医であること。
  - \*「相応の業績」とは、日本学術会議協力学術研究団体が発行し、審査体制のある 雑誌に少なくとも1本の臨床に関する論文を掲載すること及び年1回程度の学会 での発表の実績を有することをいう(共同研究者としての論文掲載及び学会発表 を含める。)。
- 6 指導獣医師の中から研修指導責任者を選出し、円滑に臨床研修を行い得る体制であること。また、研修委員会には研修獣医師の研修進捗状況、意見、要望等の把握のため必ず研修指導責任者及び指導獣医師(研修指導責任者を除く。)を構成員に含めること。

なお、協力型臨床研修施設にあっては、研修指導責任者は基幹診療施設の指導獣医師の中から選出すること。

- 7 診療した飼育動物の種類、病態、疾患ごとの症例数などを少なくとも毎年度集計、 解析できるよう診療簿等の病歴管理が適切に行われていること。
- 8 年間の診療件数及び診療内容が臨床研修を行うために十分であること。
- 9 基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。具体的には血液・尿・糞便 検査等を行う検査機器、エックス線装置、画像診断医療機器、手術施設等を設置していること。

ただし、協力型臨床研修施設にあっては、3(3)の医療機器の共同利用により施設・設備が補完される場合は、この限りではない。

- 10 疾病の原因究明のための検案を行い得る体制を有していること。
- 11 研修に必要な施設、診療に関する最新の知見を得るための図書等の整備が適切に行われていること。
- 12 大学の獣医学に関する学部又は学科の附属施設である飼育動物の診療施設(以下「大学の診療施設」という。)と連携して臨床研修を行う体制が整備されている協力型臨床研修施設にあっては、8から11までの要件については、これらの要件に係る大学の診療施設の状況を併せて考慮するものとする。

印

農林水産大臣 あて

申 請 者(診療施設の開設者) 所 在 地 代表者氏名

産業動物臨床研修診療施設の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

診療施設の名称

所 在 地

診療施設の管理者氏名

農林水産大臣 あて

申 請 者 (基幹診療施設の開設者) 所 在 地 代表者氏名 印

産業動物臨床研修診療施設群の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

診療施設群の名称:	

診療施設名	開設者名	所在地
(基幹診療施設)		
(その他の診療施設)		

注) 基幹診療施設の開設者は、診療施設群として指定を受けようとする各診療施設と協議の上、代表して申請を行うこと。

## 調査表

· ·									
1 作	成責任者		所属: 連絡先:	TEL	氏。 E-n	名: nail			
2 診	療施設名		所属:		所	在地:			
3 診	療施設開設	4年月日		年	月	月			
4 診 [	療獣医師数 指導獣医師	て: jについ	人 ては別紙略	(うち指導 5歴書を溺	算獣医師数 系付]	:	人)		
5 研	修指導責任	音[別紙	略歴書を	添付] 所	属:		氏名:		
(1)	歴の管理 診療簿等の 管理状況及	)保管期間 な利用4	間 犬況 [日常	年 この診療に	こおける活	用方法等	手具体的	に記入]	
7 年	間診療件数	【過去:	3年間の実	<b>ミ績、</b> 単位	五:頭羽数]	]			
		牛	馬	豚	めん山羊	鶏	犬	猫	その他
	年度								
	年度								
	年度								
7	平 均①								
	療に従事 る獣医数								
8 剖検の実施状況[家保等へ患畜等の剖検を依頼し、診療施設の獣医師が剖検に全く 関与しない場合を除き、往診先で実施する場合を含む。] ①剖検の実施の有無(有・無) [①が有の場合] ②実施場所(自施設、他施設(具体的名称: )、併用) ③自施設における剖検施設 ア 解剖室の有無(有・無) イ 焼却炉の有無(有・無) 4年間実施件数[過去3年間の実績、単位:頭羽数]									
		牛	馬	豚	めん山羊	鶏	犬	猫	その他
年度	自施設								
	他施設								
年度	自施設								
	他施設								
年度	自施設								
	他施設								
平均	自施設								
1 20	他施設								

[( 2)	9 臨床検査 [民間検査施設等へ検査を外注する場合を除く。] ①臨床検査 [血液検査、血液生化学検査等] の実施の有無(有・無) [①が有の場合] ②実施場所(自施設、他施設(具体的名称: )、併用) ③従事者数												
		選( (う)	壬従事者の	数 数)		任従りち獣圏							
(施設/	名)	(	) ,	人 人	(		) ,	ر ر					
(4) I (5) t	専用の検査を	の検査施設の	宝の有無 整備状況	] ] 5	施設	名] 0	の欄 (、 f	に は 合計 i	施設(面積は	の名称を 記入し	·記入、 ない。]	検査室が	ぶない場合
		検 2	查室数	合	計面	i積	Ξ	主な′	備品の	設置状	況[概ね.	50 万円以」	上の物品]
(施設タ	名)		室			m²							
① <i>?</i> [( ② <i>?</i>	1 0 外科的手術の実施状況 ①外科的手術実施の有無(有・無) [①が有の場合] ②実施場所(自施設(往診先での実施を含む。)、他施設(具体的名称: )、併用) ③年間実施件数 [過去3年間の実績、単位:頭羽数]												
			牛	月	馬豚			めん	山羊	鶏	犬	猫	その他
年度	自力	施設											
1 2	他	施設											
年度		施設											
	, , ,	施設 											
年度		<sup>地</sup> 施設											
		施設											
平均	他	施設											
<u>4</u> =	手術	施設の	整備状況	l [[ に手	施設:術を	名] <i>0</i> ·行う!	の欄場合	には、	診療 5	施設等の を数及び	名称を 合計面和	記入、行 漬は記入	主診時のみ .しない。]
	手術室数		台	計面	i積	=	主な	備品の	設置状	況[概ね.	50 万円以」	上の物品]	
(施設。	(施設名) 室 m <sup>2</sup>												
1 1	1 1 その他の施設 ①診察室の有無 (有・無) [①が有の場合] 診察室数: カ所、合計面積: ㎡												
②入院施設の有無(有・無) [②が有の場合] 収容能力(収容可能畜種: 、収容能力: 頭((畜種名)換算)、合計面積 ㎡)													

③調剤3	室の有無(有・無 有の場合]	€)		
 調	n 7 m d 1 剤室数: カ 	所、合計面積	: m²	
④主なる	研修機器の整備状	、況 [ビデオ、	スライドプロジェク	ター等]
5 臨床	研修に利用できる	部屋の有無(2	有・無)	
	有の場合] 数:	カ所、収容能	カ: 人	
⑥主なi	 診療用機器の整備			 を除く。概ね 50 万円以上
_			を記入。]	
⑦診療	車台数(  )台	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
12 臨床	研修用図書、資料	<u> </u>		
②図書、	室の有無(有・無 、資料の整備状況	1		
# 雑	書数:	類、合計	<u> </u>	
③凶書、	、資料の管理及び	《活用状況 [日1	常の診療における活	[用方法等具体的に記入]
13 臨床	研修の実施状況「	別添臨床研修	実施状況調査表を添	[付]
14 臨床	研修受講獣医師の	宿舎[自組織」	以外の施設の借り上	:げ等を含む]
[①がた	の有無(有・無)有の場合]	1		
1日 :	泊施設の整備状況 ロカな記しぬ		<b>* + * + #</b>	<i>⇔</i> %4 ## □□
	自施設・外 部施設の別	収容人数	食事の有無	宿泊費用 [食事代を含む。]
/// =B // \	(①自施設		(①賄い有り・	
(施設名)	· ②外部施設)	人	②自炊施設有・ ③自炊施設無)	
15 研修	 委員会			<u> </u>
(1)研修	委員会 委員会の構成 責任者 : 氏名 講成員 : 氏名		(所属	)
委員会	構成員 : 氏名 氏名		(所属 (所属	· ·
	氏名		(所属	) ;; ;
(2)研修	委員会の開催回数	τ:	回/年	
7777 / 64				
16 研修	計画			

記入上の注意) 1 指定を受けようとする診療施設毎に作成すること。 2 15及び16の事項は基幹診療施設が記入すること。

#### 臨床研修実施状況調查表

( )年度

研修名	実施期間	対象者	受講者数	研修の実施方法及び主な内容
			人 人	
			人 人	
			( )人	
			( ) 人	
			( ) 人	
			( )人	

- 記入上の注意) 1 新規採用者に対する過去3年間の臨床研修の実施状況を記入する。
  - 2 年度毎に別葉として作成する。
  - 3 研修名が特に無い場合は、内容が判るように適宜記入する。
  - 4 研修の実施方法とは、研修施設を利用した講義及び実習、診療所に おける診療実習等の研修方法及びその期間を記入する。
  - 5 受講者数の欄の( )内には自組織以外の受講者を記入する。但し、農業共済組合連合会において実施する臨床研修について傘下の組合に所属する獣医師を対象とした場合は、自組織に含めるものとする。

### 指導獣医師 (研修指導責任者) 略歷書

ふり 氏	がな 名	生年月日	年 満	月 (	日 ) 才	獣医師免許 取得年月日	年 免許番号	月 :	日
年	月			略	歴				
	-								

- 記入上の注意) 1 指導獣医師及び研修指導責任者毎に作成する。
  - 2 獣医師免許取得から現在までの臨床経験、研修歴、学会発表等は別紙に明記すること。

### 指導獣医師 (研修指導責任者) 略歷書別紙

獣医師	币氏名:							
診療施			>療業務の 女:					
	期 年	月	日 ~	年	月	日	診療施設名・住所 (住所	)
	年	月	目 ~	年	月	日	(住所	)
	年	月	目 ~	年	月	日	(住所	)
研修图	医(防疫	E演習、	畜産物 <i>の</i>	安全性	に関す	る講	習会等含む。)、学会発表等	
年	月日				F	内容	(簡潔に記載)	

農林水産大臣 あて

所在地 診療施設の開設者\*

印

小動物臨床研修診療施設(単独型臨床研修施設)の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

診療施設の名称

所在地

診療施設の管理者氏名

\*開設者が法人である場合、代表者氏名を併記すること。

印

農林水産大臣 あて

申 請 者(基幹診療施設の開設者) 所 在 地 代表者氏名

小動物臨床研修診療施設(協力型臨床研修施設)の指定申請について

下記の診療施設について、獣医師法第16条の2の規定に基づく臨床研修を行う診療施設として指定を受けたいので、別添調査表を添え申請します。

記

協力型臨床研修施設の名称:	

診療施設名	開設者名	所在地
(基幹診療施設)		
(その他の診療施設)		

注) 基幹診療施設の開設者は、協力型臨床研修施設として指定を受けようとする各診療施設と協議の上、代表して申請を行うこと。

## 調査表

(平成 年 月現在)

1	作成責任者	所属: 連絡先:	TEL		氏名: E-mail					
2	診療施設	施設名:		開設者の名称:						
3	3 診療施設開設年月日 年 月 日									
石	4 研修プログラム 研修目標、研修計画、指導体制及びその他必要な事項を定めたプログラム (添付すること)									
	5 研修プログラムの管理及び評価並びに研修獣医師の研修目標達成度の評価を行う体制         (1)研修委員会の構成         委員会責任者 : 氏名 (所属: )         委員会構成員 : 氏名 (所属: )         氏名 (所属: )         氏名 (所属: )         氏名 (所属: )									
	2)研修委員: 3)研修獣医		回数: 目標達成度の評価	回/年 西方法(!		容):				
( 4	4) 合同症例	検討会の	 開催計画							
(5	(5) 獣医師の往来(獣医師の派遣や診療援助などの状況)									
( 6	3)医療機器	の共同利	用(CTやMR)	I など、E	医療機器の	共同利用の実績)				

6 常に勤務する獣医師の数: 人(うち指導獣医師数\* 人)

研修指導責任者氏名:

[\*指導獣医師については、別紙略歴書を添付すること]

#### 7 病歴の管理

①診療簿等の保存期間: 年

②診療簿の管理状況 : (書面による保存・電子的保存)

③利用状況(症例についての集計・解析状況等):

#### 8 年間の診療件数

動物	物種	大 猫							
		全件数	予防 注射	寄生虫 予防	手術	全件数	予防 注射	寄生虫 予防	手術
平成	年度								
平成	年度								
平成	年度								
動物種		小鳥				その他**			
		全件数	予防 注射	寄生虫	手術	全件数	予防 注射	寄生虫	手術
平成	年度								
平成	年度								
平成	年度								

**その他の動物内訳(全性	(生数)
---------------	------

①動物種: 件数:

②動物種: 件数:

③動物種: 件数:

   9   診療施設が所有している検査機器	
血液・尿・糞便検査用機器(	)
	,
エックス線装置	)
画像診断機器(	)
	,
その他医療機器 (	)
外部に検査等を委託する体制	
(	)
  10 検案を行い得る体制(具体的な内容)	
11 その他施設等	
①手術施設 (有・無)	
手術室に装備されている医療機器 (	)
②入院施設 ( 有 · 無 )	,
収容能力(収容可能動物種: 、収容頭数:	頭)
伝染性疾病用収容施設 ( 有 ・ 無 )	
③調剤を行う施設 ( 有 ・ 無 )   採光、照明及び換気の状況 (	)
冷暗貯蔵設備 (有・無)(概要:	)
④消毒設備 ( 有 · 無 )(概要:	)
⑤図書及び資料の整備 ( 有 ・ 無 )	
図書室 ( 有 ・ 無 )(専用の図書室は要件としない) 図書数: 冊	
(主な図書:	)
雑誌数: 種類	
(主な雑誌	)
購入する図書及び雑誌の費用(およそ   ⑥獣医師以外の雇用者人数: 人	円/年)
一〇一八四甲处/下沙/连川石八数。	

12 大学の診療施設との連携 大学の診療施設の名称: 大学との連携が必要な理由:

大学との連携により補完される要件等:

その他(合同症例検討会の開催計画等):

記入上の注意) 1 指定を受けようとする診療施設毎に作成すること。

- 2 単独型臨床研修施設にあっては $5(4)\sim(6)$  及び12の事項を記入する必要なない。
- 3 協力型臨床研修施設にあっては、4、5及び12の事項は基幹診療施 設が記入すること。

## 略歷書

獣医師氏症	名:					
獣医師名: 登録番号		事項		登録	卡年月	]日:
診療施設臨	こおける記 末経験年数		の経歴 年			
年	期間	日~	年	月	日	
年	月	日~	年	月	日	(住所 ) 引 (住所 )
年	月	日~	年	月	日	(住所)
獣医学に	関する学会	会・研究	会の所属及	及び活	動状	<b>尺</b> 況
	会・研究会 、会年月日 月		学会名			
	受講状況 :講年月日 月	-	学会名			研修名
認	研究会に。 は定年月日 月		状況 学会名			認定状況
	年間の学会 表年月日		* 学会名	(開催	[場所]	折) 演題名
	年間の論フ 載年月	文発表**	* 雑誌名			論文名
*要旨を	添付する ご	こと。*	*別刷りる	- 添付	する	ること。

農林水産大臣 あて

所在地 診療施設の開設者\*

印

小動物診療に関する臨床研修の実施状況等について(報告)

下記の診療施設における平成 年度における臨床研修の実施状況を別添のとおり報告します。

記

診療施設の名称

所在地

診療施設の管理者氏名

\*開設者が法人である場合、代表者氏名を併記すること。

## 臨床研修実施状況等調査表

(年度)

研修獣医師氏名 (登録番号)	臨床研修期間	研修の主な内容

#### 研修委員会の実施状況及び概要

1	研修委員会	の開催日時	及び主な議題		
	年 月	日(主	な議題		)
	年 月	日(主	な議題		)
	年 月	日(主	な議題		)
2	研修プログ	「ラムの管理」	及び評価		
3	研修獣医師	うの研修目標:	達成度の評価		